

令和6年度 第1回海老名市文化財保護審議会会議 次第

日 時 令和6年12月17日（火）
10時00分～
会 場 海老名市役所703会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

（1）文化財保護審議会会長及び副会長の選出について

（2）相模国分寺跡保存活用部会の委員選出について

（3）郷土芸能「海老名の囃子」調査状況について

資料1

（4）相模国分寺跡保存活用計画について

資料2

4 報告事項等

（1）令和6年度文化財保護事業計画及び実施状況

資料3

（2）相模国分寺跡・国分宿遺跡第28次調査の状況について

資料4

（3）その他

5 閉 会

郷土芸能「海老名の囃子」調査状況について（中間報告）

1. 現地調査

市内のはやし団体の練習時や祭礼時に訪問

- ・聞き取りや現地確認により、団体ごとに調査票を作成
（発足、伝承経路、楽器の種類と構成、曲目など
- ・演奏状況を動画撮影、録音
- ・記録写真撮影
- ・はやしのことば（譜面）を収集

2. 調査日程

別添のとおり

※中河内はやし連のみ未了

3. 採譜（作成中）

各団体が演奏する、「屋台」（屋台囃子）の採譜、音楽的特徴の記録

4. 文献調査

海老名市史、郷土誌等の書籍を確認

海老名市史作成時に収集、マイクロ化した各地区の文書を確認

5. 今後のまとめ方

報告書とし、調査資料とともに保管する。

可能な範囲においてPDF化により、公開したい。

6. 今後のスケジュール

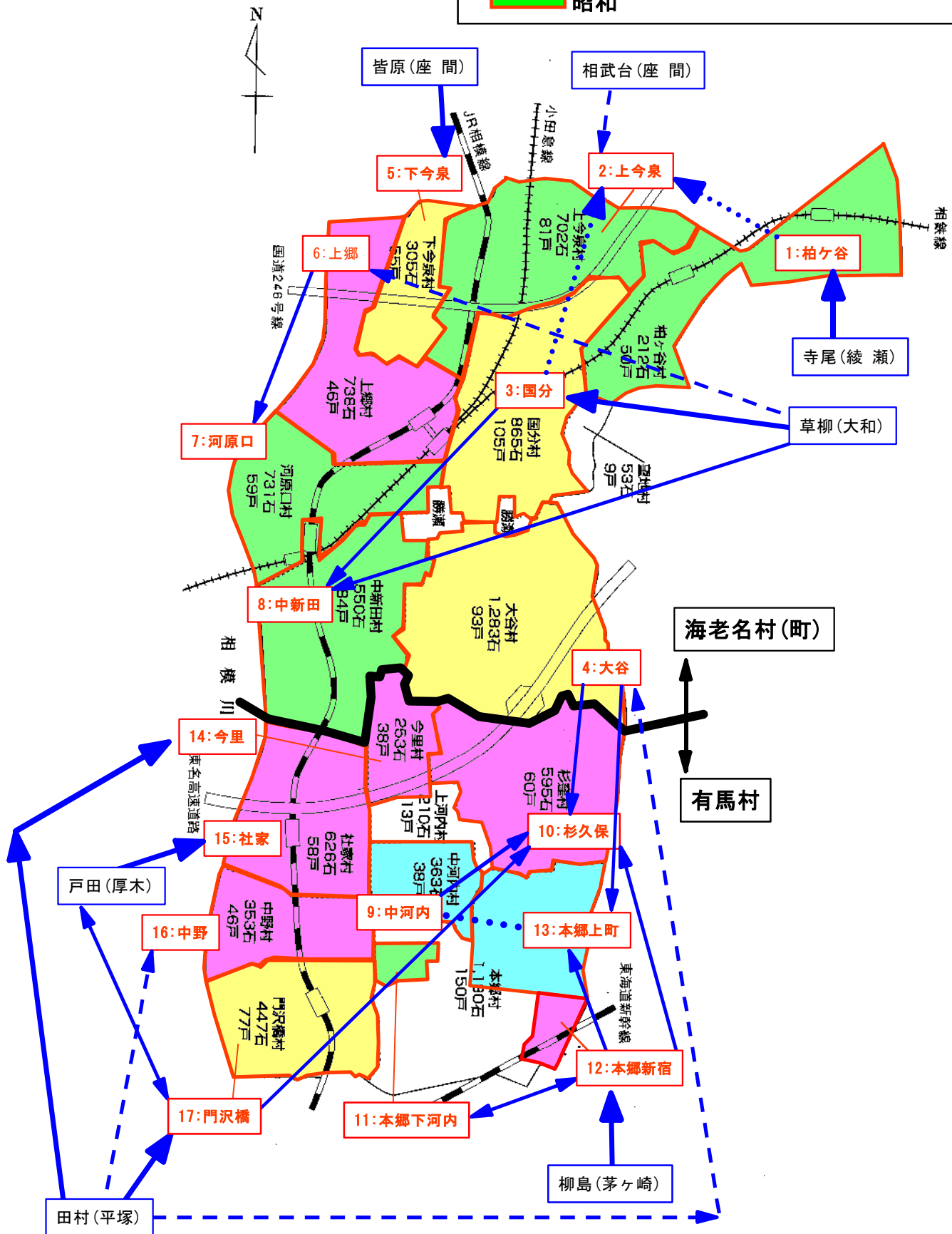
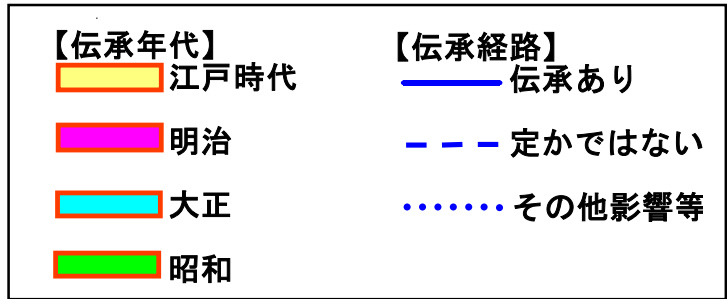
令和7年4月 海老名市はやし連絡協議会で調査成果概略を報告、
指定重要無形民俗文化財に指定することへの同意書を取得
令和7年中に指定手続を行いたい。

令和 6 年度 海老名市域はやし調査日程

日 程	団 体	時 間
4 月 14 日（日曜日）	中野はやし保存会 （中野八幡宮例大祭）	12 時～13 時
	大谷はやし連 （大谷神明社例大祭）	14 時 30～16 時
6 月 15 日（土曜日）	本郷新宿はやし連 （本郷新宿公民館：練習）	19 時 30 分～21 時
6 月 28 日（金曜日）	上今泉はやし保存会 （上今泉コミセン：練習）	17 時 30 分～19 時
	上郷はやし連 （上郷自治会館：練習）	20 時～21 時
7 月 1 日（月曜日）	国分囃子保存会 （国分北緑園自治会館：練習）	19 時～20 時
7 月 5 日（金曜日）	河原口はやし連 （河原口自治会館：練習）	20 時～21 時 ※7/13 有鹿神社祭礼
7 月 7 日（日曜日）	中新田はやし連 （諏訪神社：練習）	10 時～12 時
7 月 13 日（土曜日）	門沢橋澁谷囃子保存会 （澁谷神社：宵宮）	14 時～20 時
7 月 28 日（日曜日）	社家はやし連 （三島社：不動尊祭）	16 時～17 時 30 分
8 月 4 日（日曜日）	今里はやし保存会 （今里ふれあい公園：盆踊り）	13 時～15 時
	杉久保はやし連 （豊受大神：盆踊り）	16 時 30 分～18 時
8 月 7 日（水曜日）	柏ヶ谷はやし保存会 （聞取り）	13 時～14 時
8 月 8 日（木曜日）	下今泉はやし保存会 （下今泉自治会館：練習）	19 時～21 時
9 月 4 日（水曜日）	本郷下河内はやし連 （下河内公民館：練習）	19 時 30～20 時 30 分
9 月 10 日（火曜日）	本郷上町はやし保存会 （本郷上町公民館：練習）	19 時～20 時 30 分

【調査内容】

はやし活動状況調査内容確認	調査票による現状の確認：団体関係者への聞取り 活動調査の聞き取り、調査票の内容にて現状の確認等
演目「屋台」録画・録音	ビデオ、ボイスレコーダー、タブレット
団体所有の楽器等の記録	・楽器の数、写真撮影 ・演奏時の配置、屋台等の写真撮影 ・練習時に使用する道具や譜面等の撮影



石高・戸数：天保14年(1843)

		柏ヶ谷	上今泉	国分	下今泉	上郷	河原口	中新田	大谷	中河内	杉久保	本郷下河内	本郷新宿	本郷上町	今里	社家	中野	門沢橋渋谷	本郷居合
江戸	1800			1805 太鼓胴内					1850 発足									海老名市史 1864～ 1865	不明
					1855 太鼓勸化帳														
明治				1889年 復活									1873 発足					海老名市史 1888～ 1892 浜降祭参加	1882 本郷神社
	1900			1911 国分郷誌	1911 国分郷誌	1911 国分郷誌			1911 国分郷誌		海老名市史				1909 太鼓墨書				1882 本郷神社
大正				1920年 再開					1926 山王社文書				1916 太鼓墨書					1912 屋台 震災破損	
昭和		1931 発足		1939～ 1945 国分郷誌									1941	1941					
		1941									1965 復活								
		1970				1975 再開		1979 発足				1975 再開	1975 再開	1979 再開	1975 再開	1975 再開	1974 再開	1975 再開	
			1980 再開		1979 再開		1984 発足												
平成					1990 自治会移管														
	2000																		
令和																			

各団体所在資料一覧

団体	根拠資料	巻	ページ	資料表題	記載内容	年代
柏ヶ谷	海老名市史 9		629	別編 民俗	綾瀬村寺尾から師匠を招き団員25名により囃子連が結成。	昭和6(1931)
	団体資料				昭和2年に海老名村青年団柏ヶ谷支部、支部長山崎千代吉氏以下25名が綾瀬村寺尾の早川啓助、近藤昇作両氏を師匠として柏ヶ谷はやし連を結成。太平洋戦争の中断を経て復活したものの、2～3年で途切れていたが、昭和50年(1975)に保存会として正式に結成	
上今泉	団体資料				戦前の状況は定かではないが、青年団の活動が行われていた。昭和55年に保存会が設立され、現在に至る。 ※昭和55年(1980年)10月復活。復活には、座間(相武台)より笛を伝授。	昭和(戦前)
国分	海老名市史 9		629	別編 民俗	太鼓の胴内に文化2年(1805)新調と墨書。 慶応年間に中断したが、明治22年(1889)草柳(大和市)の師匠により伝授。	文化2年(1805)
	国分郷誌(昭和55年発行)		82～86		明治22年復活。筆者の父などがその当時に大和村草柳より伝授。明治44年頃途絶え、大正9年筆者を含め囃子連組織結成。 明治大正年間、海老名村で囃子連があったのは国分、大谷、上郷、下今泉。	
大谷	団体資料				神社の氏子青年の集まりによる太鼓の練習と演奏が活動の発端であったと伝えられている。平塚の田村囃子に起源があるといわれているが、継承経路は定かではない。	喜永4年(1850年)
	海老名市史 9		628	別編 民俗	明治時代に行われていた地区	明治
	山王社(大谷)所蔵文書(マイクロ本表題)	2	1*220	山王社余興費控	収入之部 金1円 囃子連	大正15.2(1926)
下今泉	①海老名市史 9 ②弁財天・市杵島神社		①629	①別編 民俗 ②太鼓勸化帳	「太鼓勸化帳」に安政2年とあり。 「笛、苅。太鼓、苅。附太鼓、老組。摺鉦、苅。代金参両貳朱也」とある。	安政2年(1855)
	団体資料				下今泉の囃子は座間市の皆原から伝えられたもので「下町ばやし」とのこと。当時の青年団の青年達により浅間神社の祭礼で自慢の腕を披露し、それが引き継がれてきた。下今泉のはやしの特徴は「おかめ・ひよっこ・獅子」踊りがあり、踊りは蛭間定一氏(歌舞伎役者)により復活され、現在に引き継がれている。戦時中より途絶え、昭和54年(1979年)復活。	
上郷	海老名市史 9		629	別編 民俗	草柳の方から来た東京の人より伝授されたという伝承あり。	明治
	団体資料				昭和50(1975)年復活。	
河原口	団体資料				戦前は不明だが、昭和59年4月に河原口はやし連を設立。※上郷より伝授。	昭和59(1984)年
中新田	団体資料				鎮守諏訪神社の祭礼を賑やかにするため、昭和54年に会を発足させた。その後、神輿の有志の会を発足するとともに、国分はやし保存会と大和市団体から指導を受け現在に至る。	昭和54(1979)年
杉久保	海老名市史 9		629	別編 民俗	本郷新宿から伝授されたという伝承あり。	明治
	団体資料				昭和40年頃(1965年)、当時の青年団により復活。その後、昭和55年から子どもたちへの指導を始め、現在に至る。復活時に笛を大谷より伝授。 有馬村時代は社家や「けんかばし」として、いろんな場所で叩いていた。	
本郷下河内	郷土誌 本郷		140		戦前は青年団を中心に盛んに行われていたが、戦後は一時途絶える。	昭和(戦前)
	下河内公民館新築記念誌		20		昭和51年(1976)に町内の盆踊りで復活。	
	団体資料				・平塚市田村地区にある田村囃子の流れをくむ ・茅ヶ崎より流れ、新宿から下河内に伝わったと言われている。 ※本郷、大谷とは似た叩き方。門沢橋、今里、社家とは全く違う。	
本郷新宿	海老名市史・郷土誌(本郷)		629・13	別編 民俗	明治6年(1873)茅ヶ崎柳島において一カ月で習得したという。 昭和10年頃(1935)までは盛んであったが戦争中に途絶え、昭和50年頃(1975)に復活。	明治6年(1873)
	本郷神社所蔵文書(マイクロ本表題)		1*350	見舞金控帳	金50銭 新宿太鼓連中	明治15.3.～(1882)
	団体資料				大正4年(1916)小太鼓新調(墨書)	
本郷上町	郷土誌 本郷		138		大正末期、当時青年団6名により町内会に相談して購入したのが始まり。	大正末期
	団体資料				大正時代に青年団主体で始まったと伝えられている。設立当初は村内の新宿より指導を受けて現在に至ったといわれている。太鼓楽譜は新宿が作成。戦争中の中断を経て昭和57年に復活し保存会設立とともに現在に至る。茅ヶ崎から伝わっているときいている。	昭和57年(1979)
今里	海老名市史 9		628	別編 民俗	大太鼓修理の際、胴内に明治年間の墨書。	明治(1909)
	団体資料				・記:明治42年8月吉日(1909)東京浅聖天町 御太鼓師 宮本卯之助 大極上赤身 尺二寸長 ・昭和50(1975)年代に3名程度の指導者が夜間に練習を行って修得、復活	
社家	海老名市史 9		628	別編 民俗	明治時代に行われていた地区	明治
	団体資料				昭和50年(1975年)に現会長の祖父(明治40年生)の代より教わる。 門沢橋と社家は戸田より	
中野	本郷神社所蔵文書(マイクロ本表題)	2	1*218		金50銭 中野村林連中	明治15.3.11(1882)
			1*307	芝居諸掛帳	金15円5銭也 是はトロ口はやし方給金渡ス	
			1*336		金25銭 たいこ礼	
	団体資料				戦前は不明だが、昭和49年に復活。 平塚市の神田囃子の系列と伝えられている。	昭和49年(1974)
門沢橋	海老名市史 9		629	別編 民俗	元治年間(1864～1865)伝来と伝承。	元治年(1864)
	団体資料				平塚市田村の八坂神社から伝承。田村から大神、下戸田、一之宮、門沢橋等に伝承。江戸中期より寒川神社の関係で発祥したと伝えられ、明治時代の初期に神輿の修復と共に確立(明治21年から25年頃、渋谷神社の神輿や寒川神社の神輿と共に「浜降祭」に出ていた)。昭和50年、継承のため消防団員主体として「渋谷囃子保存会」を結成。	

相模国分寺跡保存活用計画について

1. 経過

- 1987 年『史跡相模国分寺跡保存整備基本計画』
- 1993 年『史跡相模国分寺跡環境整備基本設計報告書』
- 2000 年『相模国分寺跡保存管理計画』
- 2007 年『史跡相模国分寺跡環境整備変更計画報告書』
- 2017 年『史跡相模国分寺跡 案内・説明板等設置・更新の方針』
- 2020 年 「相模国分寺跡保存活用計画」策定に向けて会議を開始
(相模国分寺跡保存活用部会)

2. 2020 年（コロナ禍）から現在までのとりくみ

- 東区画溝発掘調査
- 史跡指定 100 周年記念展示、講演会開催
- 測量座標の変換（日本測地系→世界測地系）
- 公園台帳整備
- 用地買収
- 暫定整備
- 復元動画公開
- VR 作成、体験会、温故館での公開
- i P a d アプリの公開

3. 重点事項

- 東側地区の整備
- 活用
- 学術的成果の公開

4. スケジュール

- 令和 6 年度中に素案を作成

史跡相模国分寺跡保存活用計画構成

R6.12月現在

1. 計画策定の目的と経過
計画の目的
保存活用計画策定にかかる組織と経過
他計画との関係
計画の範囲
計画の実施
2 史跡の概要
史跡の名称・種別・所在地・管理団体
指定告示、説明、範囲図
指定に至る経緯、指定理由、調査成果
3. 史跡の本質的価値
史跡の本質的価値の明示
新たな価値評価の視点の明示
構成要素の特定
4. 大綱・基本方針
望ましい将来像
基本方針(保存管理、活用、整備、運営・体制)
5. 保存
現状・課題
方向性
・現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取り扱い方針・基準
・史跡指定地外の直近周辺環境の構成要素の管理手法
・公有地化方針
6. 活用
現状・課題
方向性
方法(学校教育／社会教育／地域活用)
7. 整備
現状・課題
方向性
方法
8. 運営・体制
現状・課題
方向性・方法・体制
9. 施策の実施計画の策定・実施
工程期間
短期・中長期・総括表
10. 経過観察
方向性
方法

史跡相模国分寺跡保存活用計画策定 課題等図

整備に伴い発掘調査を要する場所

講堂跡西側北面回廊跡
金堂跡東側及び築地跡
伽藍東側
僧房跡北側

保存の課題

- ・ 史跡地全体の用地買収
- ・ 国有地の取扱い（移管）
- ・ 史跡地内の道路の付け替え、廃道
- ・ 史跡地（公有地）内の電柱類、防火水槽等撤去
- ・ 都市公園（特殊公園）化
- ・ 出土遺物の展示と保管場所確保
- ・ 学術研究の進展、史跡の本質的価値の追求
- ・ 発掘調査の実施（史跡保存が前提）
- ・ 史跡外の取り扱い

活用の課題

- ・学校教育での学習機会
- ・利用マナー・上部利用ルール
- ・温故館でのガイダンス機能充実
- ・VRやAR等の効果的な導入
- ・ガイド協会・自治会・商工業者等との連携
- ・案内板の設置維持管理
- ・当時の建物の様子の見せ方
- ・史跡利用者、見学者の駐車場確保
- ・便益施設、維持管理施設
(トイレ・水道・維持管理機材置き場等)

整備の課題

- ・ 全体照明計画見直し
（LED化（一部完了）、配置、高さ、意匠）
- ・ ベンチの位置と意匠
- ・ 電源、水道の配置
- ・ 安全な見学のための県道側歩道整備
- ・ 主要伽藍地内の歩道
- ・ 南側民地境界の目隠し等設置
- ・ 適正な植栽配置（特殊樹木の植栽をしない）
- ・ 整備後、公有地化後の維持管理（除草、樹木剪定）
- ・ 史跡整備や関連遺跡保存のため集めた礎石の活用
（現在経蔵跡近くに集約）
- ・ 未買収地にある古民家の扱い
- ・ 便益施設設置の場合の意匠
- ・ 周辺景観の整備（ごみ置き場修景）

望 ま し い 将 来 像

- ・我が国の歴史の一端を示す、重要な証として、相模国分寺跡を恒久的に保存、次世代に継承する。
- ・海老名市の誇り、地域の宝として、見学・観光、学習だけでなく、誰もが行きたくなる、行ってみようと思える史跡であり続ける。

基本方針

- ①遺跡・遺構の保護・保存
- ②相模国分寺跡全体像を明確にする
- ③相模国分寺跡の歴史・機能を分かりやすく表現する
- ④歴史的景観・環境の保全
- ⑤学習的活用
- ⑥市民の文化的活動を通じたふれあいの場づくり
- ⑦市民参画協働によるまちづくりと地域アイデンティティの創出



適正な植栽配置・管理

電柱類の対応

照明計画見直し

史跡地全体の課題

文化財保護法（抜粋）

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定）

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

（認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更）

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

（現状変更等の許可の特例）

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十五号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は

保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

（認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収）

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

（管理団体等への指導又は助言）

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令（抜粋）

第九節 史跡名勝天然記念物保存活用計画

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定の申請）

第四十条 法第二百二十九条の二第一項（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による史跡名勝天然記念物（特別史跡名勝天然記念物を含む。以下同じ。）の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十八号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 史跡名勝天然記念物保存活用計画に法第二百二十九条の二第三項（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。第四十二条第二項において同じ。）に規定する事項を記載している場合には、次に掲げる書類、図面及び写真

イ 現状変更等の設計仕様書及び設計図又は計画書

ロ 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料

ハ 申請者が管理団体であるときは、現状変更等に係る工事その他の行為が行われる土地の所有者の承諾書

ニ 申請者が権原に基づく占有者（現状変更等に係る工事その他の行為が行われる土地に係るものに限る。）以外の者であるときは、権原に基づく占有者の承諾書

ホ 管理団体がある場合において、申請者が所有者であるときは、管理団体の意見書

ヘ 管理責任者がある場合は、その意見書

二 その他参考となるべき書類、図面又は写真

（添付書類等の記載事項等の変更）

第四十一条 前条第二項の書類、図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の記載事項）

第四十二条 法第二百二十九条の二第二項第四号（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 史跡名勝天然記念物保存活用計画の名称

二 史跡名勝天然記念物の指定年月日

三 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

五 その他参考となるべき事項

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画に法第二百二十九条の二第三項に規定する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る基準（申請者が定める史跡名勝天然記念物の適切な保存のために必要な現状変更等の行為者、態様、頻度、規模、区域、期間その他の現状変更等の内容及び実施の方法に関する基準をいう。次条第一号において同じ。）

二 現状変更等を必要とする理由

三 現状変更等の内容及び実施の方法

四 現状変更等により生ずる物件の滅失又は毀損、景観の変化その他現状変更等が史跡名勝天然記念物に及ぼす影響に関する事項

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定の基準）

第四十三条 法第二百二十九条の二第四項第四号（法第二百二十九条の三第二項（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る基準が明確であること。

二 現状変更等の内容及び実施の方法が明らかであること。

三 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがないこと。

四 史跡名勝天然記念物の価値を著しく減じるおそれがないこと（前号に掲げるものを除く。）。

五 史跡名勝天然記念物（動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）及び植物（自生地を含む。）に限る。）の生息環境又は生態系に著しい影響を及ぼすおそれがないこと（前二号に掲げるものを除く。）。

（認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の軽微な変更）

第四十四条 法第二百二十九条の三第一項（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 計画期間の変更

二 史跡名勝天然記念物の現状変更等（法第二百五条第一項の許可を受けなければならないもの又は法第六十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）

若しくは第二項の規定による同意を求めなければならないものに限る。）に関する変更

三 前二号に掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の保存に影響を及ぼすおそれのある変更

（現状変更等の許可の特例の際の様式）

第四十五条 法第二百二十九条の四（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十九号による届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、現状変更等の結果を示す写真又は見取図を添えなければならない。

抜粋

文化財保護法に基づく
保存活用計画の策定等に関する指針

最終変更 令和5年3月
文 化 庁

－ 目 次 －

I. 指針の位置付け.....	1
II. 文化財の保存と活用について.....	1
III. 保存活用計画.....	2
1. 趣旨.....	2
2. 保存活用計画の記載事項.....	2
3. 作成及び認定の手続.....	2
4. 認定基準.....	3
5. 認定を受けた保存活用計画の変更，認定の取消し等.....	6
6. 保存活用計画が認定を受けた場合の特例.....	7

別添

保存活用計画の記載事項.....	10
(1) 重要文化財（建造物）.....	10
(2) 登録有形文化財（建造物）.....	14
(3) 重要文化財（美術工芸品）.....	17
(4) 重要無形文化財.....	21
(5) 重要有形民俗文化財，重要無形民俗文化財.....	23
(6) 史跡名勝天然記念物.....	26

I. 指針の位置付け

過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地域の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、従来価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備することが必要となっている。

このため、平成 29 年 12 月の文化審議会答申を踏まえた平成 30 年の文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）の改正により、国指定等文化財の所有者等が作成する保存活用計画の文化庁長官による認定が制度化された。

本指針は、地方公共団体や所有者等が、保存活用計画を作成・推進等する際の基本的な考え方や留意事項などを示したものである。本指針を参考として、実際の運用に当たっては、地域の実情を踏まえて適切に対応することが望まれる。

II. 文化財の保存と活用について

（本指針の対象とする文化財）

本指針の対象とする「文化財」とは、法第 2 条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の 6 つの類型をいう。

（保存と活用に関する基本的な考え方）

法は、その目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」（第 1 条）と規定しており、保存と活用はともに文化財保護を図る上での重要な柱である。

文化財は、有形・無形の多種多様な文化的所産からなり、取扱いに細心の注意が必要な文化財が存在する一方で、社会の中で適切に活用されることで継承が図られる文化財も存在する。文化財は一度壊れてしまえば永遠に失われてしまうため、それぞれの文化財の種類・性質についての正しい認識の下に、適切な取扱いがなされることが必要である。

また、保存と活用は互いに効果を及ぼし合いながら、文化財の継承につなげるべきもので、単純な二項対立ではない。保存に悪影響を及ぼすような活用があってはならない一方で、適切な活用により文化財の大切さを多くの人々に伝え、理解を促進していくことが不可欠であるなど、文化財の保存と活用は共に、次世代への継承という目的を達成するために必要なものである。

Ⅲ. 保存活用計画

1. 趣旨

保存活用計画は、国指定文化財及び登録文化財を対象に、その所有者又は管理団体（ただし、重要無形文化財及び登録無形文化財については保持者、保持団体、地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者、重要無形民俗文化財及び登録無形民俗文化財については地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者。）（以下「所有者等」という。）が作成するものであり、各文化財の個別の状況に応じて、その保存・活用の考え方や所有者等において取り組んでいく具体的な取組の内容を位置付けた、個々の文化財の保存・活用を進めていくための指針となる基本的な計画である。

保存活用計画において、個々の文化財の保存状態や管理状況等の現状と、次世代への継承に向けて直面する課題を整理し、保存・活用を図るために必要な事業等の実施計画を定め、これに基づいて中・長期的な観点からの取組が進められることとなる。

保存活用計画の作成・推進を通じて、当該文化財の保存・活用に関する基本的な考え方や、厳密に保存すべき箇所と改変が許容される部分・程度等が明確化され、所有者等が自らの判断に基づき、迅速に修理や活用を図ることができること、また、保存・管理の的確性が向上し、特定の行為を行う場合に必要な許可や届出など法に基づく手続等が分かりやすくなること、さらに、保存・活用のために必要な事項が地域住民や行政等において共通の認識となり、所有者等だけでは対応が難しい部分への支援強化が見込めることなどの効果が期待される。

なお、都道府県・市町村指定文化財や記録作成等の措置を講ずべき無形文化財・無形の民俗文化財等の法において保存活用計画に関して規定されていない文化財についても、必要に応じて保存活用計画を作成する場合には、本指針を踏まえたものとすることが有効である。

以下、保存活用計画に関する記載について、「重要文化財」には「国宝」を含み、「史跡名勝天然記念物」には「特別史跡名勝天然記念物」を含む。

2. 保存活用計画の記載事項

別添を参照

3. 作成及び認定の手続

- 保存活用計画の作成は、所有者等の実情を踏まえつつ、例えば次に掲げるような手順により作成することが考えられる。
 - （１） 作成に向けた準備として、当該文化財の現況の確認や過去の調査・関連する文献等の基本情報を収集・整理するとともに、情報が不足する場合には必要に応じて更なる調査等を行う。
 - （２） 収集した情報を基に、所有者等は保存活用計画を作成する。その際、地

方公共団体の文化財担当部局や文化財の専門家など有識者の意見を聴きながら作成することが考えられる。

(3) 作成した保存活用計画の認定申請は、市町村及び都道府県を経由して、文化庁長官へ別途定める申請書を提出して行う。

(解説・留意点)

保存活用計画の作成に当たって、有識者の意見を聴く際には、例えば地方文化財保護審議会委員の指導・助言を求めたり、地方公共団体や専門家による策定委員会を組織して検討を行ったりするなどの方法が考えられる。

また、都道府県及び市町村は、所有者等の求めに応じて保存活用計画の作成等に関して必要な指導・助言をすることができることとされているため（法第53条の8等）、所有者等は計画の内容等について、地方公共団体の文化財担当部局等と適宜相談するとともに、管理責任者や文化財の保存会等の関係者と調整を図りながら作成することが有効である。

なお、所有者等による保存活用計画の作成が困難な場合には、都道府県・市町村が、所有者等の依頼を受けて計画の作成を支援することも考えられる。ただし、その場合も計画の作成主体はあくまで所有者等であることに留意が必要である。

文化財が複数の類型に重複して指定されている場合（重要文化財（建造物）である建物の内部に重要文化財（美術工芸品）である障壁画が存在する場合など）や、一人の所有者が複数の文化財を所有している場合には、一体的・合理的な保存・活用の観点から、全体として一つの計画を作成することも考えられる。その場合には、当該保存活用計画に含まれる全ての文化財ごとに、2.に掲げる事項を記載することが必要である。

重要文化財（建造物）や史跡名勝天然記念物等において、従来、予算措置として作成を推奨してきた保存活用計画やこれに類する計画が策定されている場合には、当該計画に法令や本指針が求める内容を盛り込んだ上で、当該計画を法に基づく保存活用計画へ移行し、認定申請を行うことが可能である。

なお、計画の作成・認定を円滑に行う観点から、文化庁・都道府県・市町村と事前に十分な相談が行われることが適当である。文化庁は随時相談を受け付けているので積極的に活用されたい。

4. 認定基準

○ 保存活用計画の認定基準は、文化財類型ごとに法に定められており、具体的には、次に掲げる要件を満たしていることが必要である。

（当該保存活用計画の実施が当該文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること）【全類型共通】

- 当該文化財の状況に応じて、計画期間内において実施すべき措置が盛り込まれていること
- それらが当該文化財の保存・活用に寄与するものであることが合理的に説

明されていること

(円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること)【全類型共通】

- 措置の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
- 措置の実施スケジュールが明確であること

(大綱又は認定地域計画が定められているときは、これらに照らして適切なものであること)【全類型共通】

- 大綱又は認定地域計画が定められている場合、当該保存活用計画の内容が当該大綱又は認定地域計画と整合性のとれたものとなっていること

(当該保存活用計画に当該文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)に関する事項が記載されている場合には、その内容が文部科学省令で定める基準に適合するものであること)【重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物】

- 現状変更等の内容及び実施の方法が明らかであること
- 当該現状変更等により当該文化財が滅失・毀損等するおそれがないこと
- 当該現状変更等により当該文化財の価値を著しく減じるおそれがないこと
- 史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る基準が明確であること(基準の詳細は2. の記載事項を参照)【史跡名勝天然記念物のみ】 等

(当該保存活用計画に当該文化財の修理に関する事項が記載されている場合には、その内容が文部科学省令で定める基準に適合するものであること)【重要文化財】

- 修理の内容及び方法が明らかであること
- 当該修理により当該文化財が滅失・毀損するおそれがないこと
- 当該修理により当該文化財の価値を著しく減じるおそれがないこと

(当該保存活用計画に当該文化財の公開を目的とする寄託契約に関する事項が記載されている場合には、その内容が文部科学省令で定める基準に適合するものであること)【重要文化財(美術工芸品)、登録有形文化財(美術工芸品)】

- 当該寄託契約に、当該文化財を寄託先美術館・博物館で適切に公開する旨の定めがあること
- 当該寄託契約が5年以上の期間にわたって有効な契約であること
- 当該寄託契約に、所有者が解約の申し入れをすることができない旨の定め

があること

(解説・留意点)

(当該保存活用計画の実施が当該文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること)

各文化財の種類・性質・保存状態等を踏まえ、日常的な維持管理や周期的な修理、整備、防災・防犯対策、無形のわざの伝承、公開、情報発信、普及啓発など当該文化財を次世代へ継承するために必要な措置が適切に盛り込まれていることが必要である。また、それらの記載された措置の実施により、当該文化財の保存・活用に期待される効果について具体的に記載されていることが必要である。特に、当該文化財の現状変更等に関する事項が記載されている場合には、当該現状変更等が当該文化財の保存・活用に資するものであることを確認するため、その目的・効果・手法等について具体的に記載されていることが必要である。

加えて、保存と活用の双方の観点から実施すべき措置が盛り込まれているなど、保存活用計画全体として保存と活用の両方の要素を含んだものとなっていることが必要である。

(円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること)

保存活用計画の認定を受けた後に、認定保存活用計画に基づく措置が確実に実施されることを担保するため、取組の実施主体について記載されているか、調整中の場合には今後の調整の見通しが記載されていること、また、取組の実施スケジュールが記載されていることが必要である。

また、当該文化財の所在する市町村（及び必要に応じて都道府県）の文化財担当部局と適切に調整が図られていることが必要である。

また、重要無形文化財及び登録無形文化財については保持者・保持団体以外の者が、重要無形民俗文化財及び登録無形民俗文化財については保存会等以外の者が保存活用計画を作成する場合には、保持者・保持団体・保存会等と十分な調整が図られていることが必要である。

(大綱又は認定地域計画が定められているときは、これらに照らして適切なものであること)

都道府県の大綱又は認定地域計画が定められている場合は、保存活用計画の内容が、大綱又は認定地域計画に記載されている文化財の保存・活用の考え方や取組の方針等と整合性が図られたものとなっていることが必要である。

(当該保存活用計画に当該文化財の現状変更等に関する事項が記載されている場合には、その内容が文部科学省令で定める基準に適合するものであること)

認定を受けた場合の現状変更等に係る手続の弾力化の特例の適用を希望する場合は、当該現状変更等が当該文化財の価値を減じることなく適切に行われるもの

であることを確認するため、２．の記載事項及び添付書類において、当該現状変更等を必要とする理由、当該現状変更等の具体的な実施箇所や工法、実施時期等が記載されていることが必要である。

５．認定を受けた保存活用計画の変更、認定の取消し等

- 認定を受けた保存活用計画を変更する場合は、軽微な変更を除き、文化庁長官による変更の認定が必要である（法第 53 条の 3 等）。軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。
 - 当該文化財の所有者又は所在の場所の変更
 - 計画期間の変更
 - 当該文化財の現状変更等に関する変更
 - 当該文化財の修理に関する変更
 - 美術工芸品の公開を目的とする寄託契約に関する変更
 - 当該文化財の保存に影響を与えるおそれのある変更
- 認定保存活用計画の計画期間が終了する際、保存活用計画の継続を希望する場合には、内容の見直しを行った上で、改めて文化庁長官へ認定申請を行うことが必要である。
- 認定基準に適合しなくなった認定保存活用計画については、認定基準に適合するよう文化庁から指導・助言を行いつつ状況の是正を図った上で、それでも改善が図られない場合には認定の取消しを行うことがある（法第 53 条の 7 等）。

(解説・留意点)

軽微な変更のうち、所有者の変更に関して変更の認定が必要となるのは、重要文化財、重要有形民俗文化財に限る。

重要無形文化財及び登録無形文化財に関しては、その保持者が重要無形文化財若しくは登録無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたこと又は死亡したことに伴う変更が生じた場合、また、保持団体が解散(消滅を含む。)したことに伴う変更が生じた場合には、変更の認定が必要である。また、重要無形民俗文化財及び登録無形民俗文化財については、地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者の解散(消滅を含む。)に伴う変更が生じた場合には、変更の認定が必要である。

現状変更等又は修理に関する変更について、既に許可を受け又は届出を行ったものについては、変更の認定は不要である。

保存活用計画の着実な実施のため、必要に応じて、進捗管理や計画期間終了前の適当な時期に自己評価を行い、保存活用計画の継続を希望する場合には、当該評価の結果を次期保存活用計画へ反映させることが望ましい。

6. 保存活用計画が認定を受けた場合の特例

(現状変更等に係る手続の弾力化)

- 本特例は、認定保存活用計画の円滑な実施を図る観点から、国指定等文化財の現状変更等や修理を行う際に通常必要となる文化庁長官の許可又は事前の届出に関して、認定保存活用計画に記載された行為については、事後の届出で足りることとする手続の弾力化を図るものである。
- 特例の適用を希望する場合は、認定を申請する保存活用計画において、特例の適用を希望する現状変更等又は修理の内容を具体的に記載し、別途文部科学省令で定める書類を添付して文化庁長官へ申請を行う(2. 保存活用計画の記載事項の現状変更等に関する事項又は修理に関する事項参照)。

請を行う（２．保存活用計画の記載事項の公開を目的とする寄託契約に関する事項参照）。

（解説・留意点）

（現状変更等に係る手続の弾力化）

本特例の対象となる文化財の類型及び特例による手続の弾力化の効果は次に掲げるとおりである。

類型	実施しようとする行為	通常必要な手続	認定を受けた場合の特例
重要文化財	現状変更等	許可	事後の届出
	修理	事前の届出	
重要有形民俗文化財	現状変更等	事前の届出	
史跡名勝天然記念物	現状変更等	許可	
登録有形文化財	現状変更	事前の届出	
登録有形民俗文化財	現状変更	事前の届出	
登録記念物	現状変更	事前の届出	

認定に当たっては、特例の対象となる現状変更等や修理の具体的な内容や方法等が、当該保存活用計画において明らかとなっていることが必要である（４．認定基準を参照）。

特例の対象となる現状変更等や修理が終了した場合は、文化庁長官へ届け出ることが必要であるため、別途定める届出書に現状変更等又は修理の結果を示す写真又は見取図を添付して、市町村及び都道府県を経由して文化庁へ提出する（添付書類の提出は重要文化財又は史跡名勝天然記念物である場合のみ）。

(6) 史跡名勝天然記念物

- 史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成主体は当該史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者であり、その記載事項は法第 129 条の 2 第 2 項各号に列挙されている。具体的には、次に掲げるものを基本的な内容として定める。なお、登録記念物保存活用計画の記載事項は、史跡名勝天然記念物に準ずることとする。

(当該史跡名勝天然記念物に関する基本的な事項)

- 当該史跡名勝天然記念物の名称・所在地等
- 当該史跡名勝天然記念物の管理団体等
- 保存活用計画の対象とする区域
- 当該史跡名勝天然記念物の概要・価値等

(当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容)

- 保存の現状と課題
- 活用の現状と課題
- 整備（保存のための復旧、公開活用のための施設整備）の現状と課題
- 運営・体制の整備の現状と課題
- 保存（保存管理）の方向性と方法
- 活用の方向性と方法
- 整備の方向性と方法
- 運営・体制の整備の方向性と方法

(計画期間)

- 計画期間

- また、必要に応じて、次に掲げる内容を定めることができる（法第 129 条の 2 第 3 項）。

- 現状変更等に関する事項

(解説・留意点)

(当該史跡名勝天然記念物に関する基本的な事項)

当該史跡名勝天然記念物の名称・所在地等には、官報で告示された名称、種別、所在地、指定基準、指定年月日（追加指定されている場合は追加指定年月日、追加指定基準を含む）を記載する。

当該史跡名勝天然記念物の管理団体等には、管理団体が指定されている場合は、その名称及び事務所の所在地を記載し、管理責任者が選任されている場合は、その氏名又は名称及び住所も記載する。

保存活用計画の対象とする区域（以下「計画区域」という。）には、計画区域の範囲を示す区域図を記載する。計画区域は、原則的には所有者が所有する土地の範囲を対象とするが、将来的な土地の買上げ予定がある場合など、必要に応じて、関係者の了解を得た上で、周辺の地域を範囲に含めることもできることとする。

当該史跡名勝天然記念物の概要・価値等には、指定に至る経緯、指定に至る調査結果、指定地の状況、指定理由、本質的価値を表す諸要素及びその他の諸要素（以下「構成要素」という。）の特定に関する内容を記載する。なお、本質的価値を表す諸要素には指定理由に明示されている諸要素又は指定理由から読み込むことの可能な諸要素、その他の諸要素には本質的価値と緊密に関係するものの指定理由からは読み込むことが難しい諸要素又は指定後に付加された諸要素について記載する。また、構成要素の特定に当たっては、「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」（平成 27 年 3 月、文化庁文化財部記念物課）を参照することが有効である。

（当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容）

保存の現状と課題には、指定地全体及び個々の構成要素ごとの保存の現状と課題を記載する。

活用の現状と課題には、指定地全体及び個々の構成要素ごとの活用の現状と課題を記載する。

整備（保存のための復旧、公開活用のための施設整備）の現状と課題には、指定地全体及び個々の構成要素ごとの整備の現状と課題を記載する。

運営・体制の整備の現状と課題には、保存活用計画の実施体制及び実施に当たっての関係者・関係機関等との連携体制の現状と課題を記載する。

保存（保存管理）の方向性と方法には、保存の現状と課題を踏まえ、保存（保存管理）の方向性や具体的な手法、周辺環境の保存の手法、追加指定の方針、土地の買上げの方針その他計画期間中に行う保存に関する取組の内容を記載する。なお、それらの取組が現状変更等を伴う場合には、その具体的な内容を併せて記載する。

活用の方向性と方法には、活用の現状と課題を踏まえ、活用の方向性や具体的な手法（地域おこし・観光や学校教育・社会教育等の地域における活用等）を記載する。

整備の方向性と方法には、保存のための整備（復旧・修理）及び活用のための施設整備の方向性や具体的な手法を記載する。

運営・体制の整備の方向性と方法には、保存活用計画の実施に向けた運営・体制の整備拡充の方向性と具体的な手法を記載する。

（計画期間）

計画期間は、概ね 5 ～ 10 年程度の期間を基本としつつ、個々の文化財の実情に応じて設定する

＜必要に応じて任意で記載する事項＞

（現状変更等に関する事項）

保存活用計画の認定を受けた場合の現状変更等に係る手続の弾力化の特例（詳細は6．保存活用計画が認定を受けた場合の特例を参照）の適用を希望する場合には、次に掲げる事項を記載する。

- 史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る基準（申請者が定める史跡名勝天然記念物の適切な保存のために必要な現状変更等の行為者、態様、頻度、規模、区域、期間その他の現状変更等の内容及び実施の方法に関する基準をいう。）
- 現状変更等を必要とする理由
- 現状変更等の内容及び実施の方法
- 現状変更等により生ずる物件の滅失又は毀損、景観の変化その他現状変更等が史跡名勝天然記念物に及ぼす影響に関する事項

「史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る基準」には、当該史跡名勝天然記念物の適切な保存のために申請者が定める現状変更等の取扱方針及び具体的な取扱基準を示すこと。また、地区区分を行った場合には、地区ごとの現状変更等の取扱方針及び具体的な取扱基準を示すこと。取扱方針及び具体的な取扱基準には、「〇〇については認める（許可する）」「××以外は認めない（許可しない）」「△△については認めない（許可しない）」等のルールを明確にすること。

「現状変更等を必要とする理由」には、当該現状変更等が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う措置であることの説明を含めること。

また、認定申請書には、次に掲げる書類を添付する。

- 現状変更等の設計仕様書及び設計図又は計画書
- 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- 申請者が管理団体であるときは、現状変更等に係る工事その他の行為が行われる土地の所有者の承諾書
- 申請者が権原に基づく占有者（現状変更等に係る工事その他の行為が行われる土地に係るものに限る。）以外の者であるときは、権原に基づく占有者の承諾書
- 管理団体がある場合において、申請者が所有者であるときは、管理団体の意見書
- 管理責任者がある場合は、その意見書

なお、保存活用計画の認定を受けた後に、現状変更等に関する事項の添付書類に変更が生じた場合には、改めて認定申請を行う必要はないが、あらかじめその旨を文化庁長官に届け出ることが必要である。

史跡等・重要文化的景観 マネジメント支援事業

報告書

平成27年3月

文化庁文化財部記念物課

4. 各計画の要綱

(1) 史跡等保存活用計画—標準となる構成／作成の留意点—

1. 計画策定の沿革・目的

(1) 計画策定の沿革

- 計画策定の背景・経緯を記述する。

(2) 計画の目的

- 計画の目的を記述する。
- 史跡等の現状・課題等の概略を記述するとともに、それらを改善し適切な保存・活用の方針・方法の策定を目的とする旨を述べる。

(3) 委員会の設置・経緯

- 計画策定のために設置した委員会の名簿、審議経過等の概要を記述する。
 - 委員会の構成は、史跡等の関係分野の専門家、活用に関する助言者、他の機関・部局など、幅広く対象に含めることが望ましい。
 - 状況に応じて、専門家・有識者の委員会とは別に、地域住民の合意形成の場、活用に関わる諸団体との意見交換の場を設置した場合には、それらの開催の経緯についても記述する。

(4) 他の計画との関係

- 総合計画その他の計画（都市計画、まちづくり計画等）との関係を記述する。
 - 本計画を総合計画等の上位計画及び他の土地利用計画等と関連付けることが望ましい。

(5) 計画の実施

- 計画の実施・発効の日付を記述する。

2. 史跡等の概要

(1) 指定に至る経緯

- 指定に至る経緯について記述するとともに、追加指定している場合には、その経緯も記述する。
- 指定から(追加指定を経て)現在に至る経緯を記述する。

(2) 指定の状況

ア. 指定告示

- 指定に係る告示の内容（名称・史跡等の類型・指定年月日・指定基準）を明示する。地籍図・参考図が付されている場合には明示する。
- 追加指定を行った場合には、追加指定に係る告示の内容（追加指定年月日・指定基準）を明示する。

イ. 指定説明文とその範囲

- 指定説明文・指定範囲図等を明示する。(2)アにおいて参考図を図示した場合でも、地形図上に範囲を明示した図をを明示する。
- 追加指定している場合には、追加指定説明文・追加指定範囲図を明示する。

ウ. 指定に至る調査成果

- 指定に先立って実施した調査成果の概要を記述する。
 - 自然的調査の成果
 - 歴史的調査の成果
 - 社会的調査の成果
- 指定後に明らかとなった調査成果がある場合には、その概要を記述する。

エ. 指定地の状況

- 以下の諸点を記述する。
 - 土地等の所有関係、管理者の有無、管理団体の指定等
 - 公有化の経緯

3. 史跡等の本質的価値

(1) 史跡等の本質的価値の明示

- 史跡等の適切な保存活用の原点となるのは、当該史跡等が指定に値する本質的価値とは何かを明確に認識し、関係者間で共通理解とすることである。したがって、指定説明文及び追加指定説明文に立脚しつつ、当該史跡等の本質的価値を総括的に再整理・再確認し明示する。

(2) 新たな価値評価の視点の明示

- 指定当時から相当の時間が経過している場合又は追加指定を行っている場合には、新たな調査成果を踏まえ、価値評価の視点が進化していることも視野に入れ、本質的価値を再整理する。

(3) 構成要素の特定

- 以下の手順の下に史跡等の構成要素を特定し、それらと本質的価値との関係及び個々の規模・形態・性質等の概要を記述する。表を作成して整理することが簡便と考えられる。
 - 本質的価値を構成する諸要素、及びそれらの概要
 - 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素、及びそれらの概要
 - 指定地の周辺地域を構成する諸要素、及びそれらの概要

4. 現状・課題

(1) 保存（保存管理）

- 以下の項目について、保存（保存管理）の現状・課題を記述する。
 - 指定地の全体
 - 個々の構成要素（3(3)で作成した表に新たに欄を追加して記述することが簡便である。）

(2) 活用

- 以下の項目について、活用の現状・課題を記述する。
 - 指定地の全体
 - 個々の構成要素（3(3)で作成した表に新たに欄を追加して記述することが簡便である。）

(3) 整備

- 以下の項目について、整備（保存のための復旧（復旧（修理））、公開活用のための施設整備）の現状・課題を記述する。
 - 指定地の全体
 - 個々の構成要素（3(3)で作成した表に新たに欄を追加して記述することが簡便である。）

(4) 運営・体制の整備

- 以下の項目について、史跡等の保存活用事業のための運営（進め方）・体制の現状・課題を記述する。
 - 保存活用事業を運営する上での体制（人員・組織）の在り方
 - 同一地方公共団体の内部における保存活用事業の運営（進め方）等に係る意思疎通・情報共有の方法
 - 保存活用事業の運営（進め方）等に関する他の機関・組織との意思疎通・情報共有の方法

5. 大綱・基本方針

- 課題の克服に関する目標等を示し、史跡等の望ましい将来像を「大綱」として明示する。
- 史跡等の規模・形態・性質に基づき、以下の5つの観点を十分視野に入れて保存活用の「基本方針」を具体的に明示する。
 - 本質的価値に基づき、史跡等を構成する諸要素を特定し、個別の諸要素の適切な保存（保存管理）の方向性・方法を示すこと。→6
 - 本質的価値に負の影響を与えることなく、豊かに引き出すことができるよう適切な活用の方向性・方法を示すこと。→7
 - 本質的価値を確実に保存・継承し、潜在化している場合には顕在化できるよう適切な整備の方向性・方法を示すこと。→8
 - 地域に根ざした包括的な保存・活用を進めるために、運営の方法及びそれらを進める上で効果的な体制を示すこと。→9
- その他、個別の史跡等の態様に応じて基本方針の項目を追加してもよい。

6. 保存（保存管理）

（1）方向性

- 保存（保存管理）の方向性を示す。

（2）方法

- 具体的な保存（保存管理）の手法を示す。
 - 特定した諸要素の規模・形態及び性質等を踏まえ、諸要素ごとに適切な保存（保存管理）の具体的な手法を定める。
 - 特に指定地とその周辺の態様に応じて地区区分を行う場合には、地区ごとに総括的な保存（保存管理）の手法を定め、それらに基づき、各地区に所在する個別の諸要素の具体的な保存（保存管理）の具体的な手法を示すことが必要である。
 - 3(3)及び4において作成した表を活用し、新たに欄を付加して明示することも検討してよい。
- 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準
 - 指定地内で予想される建築物その他の工作物の新築・増築・改築、土地の形質変更、木竹の伐採等の各種の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）の取扱方針及び具体的な取扱基準を示す。
 - 地区区分を行った場合には、地区ごとの現状変更等の取扱方針及び具体的な取扱基準を示す。
- 史跡等の指定地外の周辺環境を構成する諸要素の保存・管理の具体的な手法を示す。
 - 史跡等の直近の周辺環境にあって、史跡等に影響を及ぼす可能性のある諸要素の保存管理の具体的な手法を示す。
 - 史跡等の指定地外の周辺環境のうち、指定地内から展望できる範囲を中心に、可能な保全方策を示す。
- 追加指定
 - 本質的価値を構成する諸要素が現在の指定地外に及んでいる場合には、追加指定の進め方を示す。
- 公有化
 - 保存活用上、指定地の公有化が不可欠であるとされる場合には、その進め方を示す。

7. 活用

(1) 方向性

- 活用の方向性を示す。

(2) 方法

- 学校教育における活用の具体的な手法を示す。
 - 子どもたちの歴史文化の学習に資するよう、学校教育のカリキュラムとの相乗効果を目指すための望ましい手法を示す。
 - 大学との連携の下に、研究教育プログラムとの相乗効果を目指す望ましい手法を示す。
- 社会教育における活用の具体的な手法を示す。
 - 史跡等の活用が地域社会の活性化に及ぼす好影響を考慮し、相互の相乗効果を目指すための望ましい手法を示す。
- 地域における活用(観光・地域おこし等)の具体的な手法を示す。
 - 地域の自然的・歴史的・社会的文脈における史跡等の位置付け・役割を把握し、全体のつながりの中での活用の手法を示す。
 - 地域住民の要請を把握し、そのための望ましい手法を示す。
 - 地域外から訪問する観光客の要請を把握し、そのための望ましい手法を示す。

8. 整備

(1) 方向性

- 保存のための整備(復旧(修理))及び活用のための施設整備の方向性を示す。

(2) 方法

- 主として保存のための整備(復旧(修理))に関わる以下の手法を具体的に示す。
 - 構成要素の保存に必要な整備(復旧(修理))の技術的手法
 - 本質的価値の普及・啓発に必要なパンフレットその他の情報発信に係る技術的手法
- 主として活用のための施設整備に関わる以下の手法を具体的に示す。
 - 史跡・名勝における遺構の復元展示・表示等の技術的手法
 - 案内・解説・展示に必要な施設の整備に係る技術的手法
 - 公開に必要な情報発信のための施設等の整備(設置)に係る技術的手法
 - 便益管理施設の整備(設置)に係る技術的手法
 - 周辺に所在する他の文化財との連携を視野に入れた情報提供に係る技術的手法
- 整備事業としての実施期間・手順等を示す。
 - 短期的に実現すべき項目と中長期的な展望の下に実現すべき項目とを区分し、各々の整備事業の実施期間・手順等を示す。

9. 運営・体制の整備

(1) 方向性

- 計画に定めた事項を実現するために、事業の実施期間のみならずその後の期間も見越して、運営・体制の整備拡充の方向性を示す。

(2) 方法

- 計画に定めた事項を実現するために、整備事業の実施期間のみならず、その後の期間も視野に入れ、運営・体制の整備拡充に係る具体的な手法を示す。
 - 整備事業の実施に必要な短期的に実現すべき運営・体制のみならず、保存活用事業を中長期的な展望の下に進めて行くうえでの運営・体制の在り方も示す。

10. 施策の実施計画の策定・実施

- 6～10に定めた方向性・方法の各項目について実施すべき施策の項目を定め、それらの実施の道筋・期間等を示す。
- 直ちに又は短期間に実施すべき施策、中長期的な展望の下に実施を展望すべき施策への区分を行い、実効性のある道筋・期間を示す必要がある。
- 施策の実施計画の総括表を示す。

11. 経過観察

(1) 方向性

- 計画内容の実現に向けて、6～9の項目について経過観察の方向性を示す。

(2) 方法

- 保存（保存管理）に関する事項の実現状況を把握するために、指標を特定し、期間を含め経過観察の具体的な手法を示す。
- 活用に関する事項の実現状況を把握するために、指標を特定し、期間を含め経過観察の具体的な手法を示す。
- 整備（保存のための復旧（修理）／活用のための施設整備等）に関する事項の実現状況を把握するために、指標を特定し、期間を含め経過観察の具体的な手法を示す。
- 運営・体制の整備に関する事項の実現状況を把握するために、指標を特定し、期間を含め経過観察の具体的な手法を示す。
- 保存（保存管理）・活用・整備、運営・体制の整備の各々に関する各種の施策(事業)の実施状況を把握するために、指標を特定し、期間を含め経過観察の具体的な手法を示す。

（２）史跡等整備基本計画－標準となる構成 作成の留意点－

1. 計画策定の経緯と目的

（１）計画策定の経緯

整備基本計画の策定の背景・経緯について記述する。保存管理計画あるいは保存活用計画との関係についても記述する。

（２）計画の目的

整備基本計画の目的を記述する。

（３）委員会の設置

計画策定のために設置した委員会の名簿、審議経過等の概要を記述する。

委員会の構成は、史跡等の関係分野の専門家、活用に対する助言者、他の機関・部局など幅広く対称に含めることが望ましい。

状況に応じて、専門家・有識者の委員会とは別に、パブリックコメントや地域住民の合意形成の場、活用に関わる諸団体との意見交換の場を設置した場合には、それらの開催の経緯についても記載する。

（４）関連計画との関係

総合計画その他の計画（都市計画、まちづくり計画等）との関係を記述する。総合計画等の上位計画及び他の土地利用計画等と関連付けたりすることが望ましい。

2. 計画地の現状

（１）自然的環境

史跡等の指定地とその周辺の位置と立地、気象、地形・地質、植生、動物、景観など自然環境に関する把握を行う。

（２）歴史的環境

地域の歴史的、文化的文脈における当該史跡等の位置付けを明確にするために、周辺地域における関連の文化財等について把握を行う。

（３）社会的環境

人口、産業、交通、土地所有及び土地利用、都市計画等の上位計画、地域資源（観光・レクリエーション・文化財）、法的規制、地域住民の要望等について把握する。

3. 史跡等の概要および現状と課題

以下の様々な側面からみた現状の課題を整理する。

（１）史跡等指定の状況

史跡等本質的価値に関わる指定理由を明確にする。

（２）史跡等の概要

発掘調査・史料調査・実測調査・自然環境調査等によって判明した事実を踏まえ、史跡等の本質的価値とその構成要素の保存状況・分布状況、公有化状況等を把握し、課題を明確にする。

(3) 史跡等の公開活用のための諸条件の把握

史跡等の現状における公開・活用等の利用状況や、地元住民等の公開・活用に対する要望の他、文化・教育行政、都市計画行政、建設土木行政、公園行政、農林水産行政、観光行政等に関連する諸条件を把握し、課題を整理する。

(4) 広域関連整備計画

地域に所在する文化的資源の総体を視野に入れ、それらの保存と活用、当該事業との関連について明確にし、課題を整理する。

4. 基本方針

(1) 基本理念と基本方針

課題の解決を念頭に、史跡等の本質的な価値の保存と顕在化、関連する文化的資源の活用、地域に根ざした保存と活用、地域づくり・まちづくりにおける位置付けを基本理念の中で明確にする。

5. 整備基本計画

(1) 全体計画及び地区区分計画

全体計画と地区区分（ゾーニング）計画を整合させ、各地区の特性に応じた整備の方針について明示する。史跡等が本来持っていた空間配置及び各空間が果たしていた機能等について復元的な考察を行い、地区区分や計画に反映させることも必要である。

(2) 遺構保存に関する計画

地上に遺構が表出しているものと地下に埋蔵されているものとに分けて保存手法を検討し、必要に応じ保存科学的手法の導入も検討する。

(3) 歴史的建造物・石垣・庭園等修復に関する計画

歴史的建造物・石垣・庭園等が毀損または衰亡している場合は、調査に基づき復旧する方法を明示する。

(4) 動線計画

エントランスやサブエントランス、見学者動線・管理用動線等の別を明らかにする必要がある。

(5) 地形造成に関する計画

地形復元を基本とし、給排水機能の確保についても検討が必要である。

(6) 遺構の表現に関する計画

遺構の規模や性格の他、空間利用のあり方、往事の環境等が適切に伝わるように、表現に必要な材料・工法等を示す必要がある。

(7) 修景および植栽に関する計画

植栽の機能に配慮しつつ、適切な樹種・数量・緑量による修景の計画を具体化する必要がある。

(8) 案内・解説施設に関する計画

史跡等に関する様々な情報や、各種遺構に関する説明を文字・図面・写真・音声・画像・映像などを用いて情報提供する施設を検討する。樹根が遺跡に悪影響を与えないか考慮する必要がある。

ある。

(9) 管理施設および便益施設に関する計画

来訪者が快適に見学等できるように、必要最小限の休憩施設・便所・ベンチ・照明等の位置等について示す必要がある。

(10) 公開・活用およびそのための施設に関する計画

屋内展示および体験学習等を通じて史跡等に対する理解を促す施設について、規模・形態・外観・位置等を示す必要がある。

(11) 周辺地域の環境保全に関する計画

史跡等の周辺地の景観に関して具体的な制御手法を示す必要がある。

(12) 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

地域全体の視点から当該史跡等と関連する文化財等との関係を把握し、包括的な整備活用方法を示す必要がある。

(13) 整備事業に必要となる調査等に関する計画

遺構の保存や修復、表現等に必要な部分についての発掘調査の計画等を示す必要がある。設計等に必要の測量調査、地盤調査なども検討する必要がある。

(14) 公開・活用に関する計画

整備事業の実施時期にかかわらず、各段階における公開・活用が必要であり、多彩な取り組みを示す必要がある。

(15) 管理・運営に関する計画

整備事業の実施時期にかかわらず、各段階における管理・運営が必要であり、管理の内容や手法等を示す必要がある。

(16) 事業計画

事業の内容・期間・工程等を示す必要がある。

6. 完成予想図

パース等でわかりやすい完成予想図を示す必要がある。

令和6年度 海老名市教育委員会教育総務課文化財係事業概要

事業名	事業内容	期日	事業費 単位：千円 ※補正予算後額 (前年度予算)
温故館 維持管理事業費	○市民の郷土意識・郷土愛を育むとともに歴史学習の場として郷土資料館「温故館」で資料の展示公開を実施する。 ○企画展やパネル展示等を実施する。 ○施設を適切に維持管理する。 ○小中学校の見学や学習対応 ○「奈良時代の相模国分寺」VR公開	通年 7月～12月 適宜 通年	14,747 ※16,109 (13,890)
歴史資料収蔵館 維持管理事業費	○市史編さん事業で収集した資料や公文書を整理保存し、閲覧可能資料の整備、公開を行う。 ○ミニ収蔵品展「江戸後期から明治期の双六」 ○施設の適正な維持管理を図る。	通年 4～6月 年度内	6,017 ※6,665 (5,982)
文化財保護 事業費	○市内の文化財を適切な保護と指定文化財等の審議を行うために文化財保護審議会会議、部会（相模国分寺保存活用部会）を開催する。 ○市指定重要文化財への助成支援をする。 ○江戸時代から伝承されるまつり囃子や大谷歌舞伎、ささら踊りの保存伝承と活用を図るために各種助成等支援する。 ○県指定天然記念物「海老名の大櫓」、「有馬のはるにれ」の保存修理、維持管理を行う。 ・「海老名の大櫓」枯枝剪定、支柱交換 ○指定・登録基準に基づき、保存価値のある文化財を調査、指定・登録する。 〔調査対象〕 ・海老名の囃子 ・不動明王 ○スライド等写真資料の電子データ化し保全を行う。 ○ふるさと文化財ボランティアの協力を得ながら今福薬医門公園を維持管理・活用する。	各2回程度 通年 通年 適宜 適宜 適宜 通年	11,706 ※11,880 (12,796)

	○史跡相模国分寺跡、史跡相模国分尼寺跡、史跡秋葉山古墳群を歴史資産として利活用するため、草刈や、破損個所の修理等、軽微な整備、適切な維持管理を行う。	適宜	
文化財活用 事業費	○史跡、文化財や出土遺物等を活用し、文化財保護意識の高揚、郷土愛の醸成のための事業を実施する。 ・体験教室の開催（かながわ考古学財団との連携） ・文化財ガイドの実施（海老名ガイド協会に委託） ・文化財ガイド養成講座（海老名ガイド協会共催） ・講演会の開催 ・文化財等の案内板の整備・補修を行う。 ・「相模国分寺360」アプリ活用 ・相模国分寺跡で遊具展開事業（「あそびのひろば」）を実施 ○相模ささら踊り大会への参加 ○文化財収蔵庫を適切に管理する。 ○はやし叩き初め大会開催	夏期 6, 10, 12, 3 月 6 月 適宜 通年 通年 通年 7 月 通年 1 月	1, 4 3 9 ※1, 4 6 2 (3, 002)
埋蔵文化財調査 事業費	○市内 89 ヶ所の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)内で行われる土木工事等について適切な指導を行うため試掘調査等を実施し、埋蔵文化財の包蔵状況を確認する。 ○個人専用住宅建設に先立つ本掘調査、開発等に伴う工事立会等を実施する。 ○過去に実施した発掘調査の報告書を刊行する。	通年 通年 通年	6, 9 0 2 (5, 771)
相模国分寺跡整備 事業費	○相模国分寺跡のうち令和5年度買収部分に安全策等の設置を行う。	年度	1, 2 5 0 ※2, 0 2 7 (151, 712)
合 計			4 2, 0 6 1 ※4 5, 0 4 5 (193, 153)

三日月井戸、独鈷井戸の案内板設置について

上今泉所在の市登録史跡「三日月井戸」と「独鈷井戸」に文化財案内板を設置しましたので報告します。

それぞれの井戸の景観に影響がないように配慮し、日英二か国語標記、HP で公開している「むかしばなし」を読むことができる QR コード、秋葉山古墳群までの案内図をつけました。

このほか三日月井戸への案内用マグネットシート（倉庫に貼る）も作成しました。

(1) 三日月井戸

板面 横 30 cm × 縦 40 cm

高さ 約 1.6 m

(2) 独鈷井戸

板面 横 40 cm × 縦 30 cm

高さ 約 1.2 m



「わが街の推し遺跡!!～聞いて！みて！！こんなにすごい私たちの街の歴史～」 推し遺跡パネル展 （公財）かながわ考古学財団との共催結果について

かながわ考古学財団設立 30 周年記念の一環として、県内市町村の「推し遺跡」についてまとめ、パネル展等が開催されました。海老名市教育委員会で共催しましたので、その結果について報告します。

1. 目 的：神奈川県内にある遺跡について、一般への理解を深めるとともに、より多くの方々に関心をもってもらうようにする。

2. 実施内容等

（１）横浜会場 令和 6 年 9 月 27 日（金）～29 日（日）
センタープラザ横浜新都市ビル 9 階（横浜そごう）
パネル展 487 人 ミニ講座「元町貝塚」25 名参加

小田原会場 令和 6 年 10 月 18 日（金）～20 日（日）
小田原駅東口図書館
パネル展 201 名 ガイドウォーク「江戸期の小田原城」21 名参加（抽選）

海老名会場 令和 6 年 11 月 6 日（水）～18 日（月）
ロマンスカーミュージアム
パネル展 4940 人 ガイドウォーク「廃駅と遺跡」15 名参加（抽選）
遺物展示、動画映写

3. 実施所見

地域の歴史・考古学について幅広い層に関心をもってもらうことができた。共催により、他市の遺跡の紹介とともに海老名以外での展示もされ、意義あるものとなった。



展示の様子



ガイドウォークの様子

国分宿遺跡・相模国分寺跡第 28 次調査発掘調査の概要報告

調査の概要

- ◇遺 跡 名 国分宿遺跡・相模国分寺跡
 ◇所 在 地 海老名市国分南一丁目 20 付近
 ◇調査期間 2024 年 10 月 1 日～12 月 4 日
 ◇調査原因 宅地造成
 ◇事 業 者 住友林業株式会社
 ◇調査面積 約 330 m²
 （開発道路などにより埋蔵文化財が
 壊される範囲）

◇調査組織 株式会社パスコ

◇発見された遺構

- | | |
|---------|------------------|
| 中世 | 溝状遺構など |
| 奈良・平安時代 | 竪穴建物跡、瓦溜り、溝状遺構など |
| 古墳～弥生時代 | 溝状遺構（環濠） |

◇出土した遺物

- | | |
|---------|-------------|
| 中世 | 白磁・青磁・陶器など |
| 奈良・平安時代 | 瓦、土師器、須恵器など |
| 古墳時代 | 土器など |

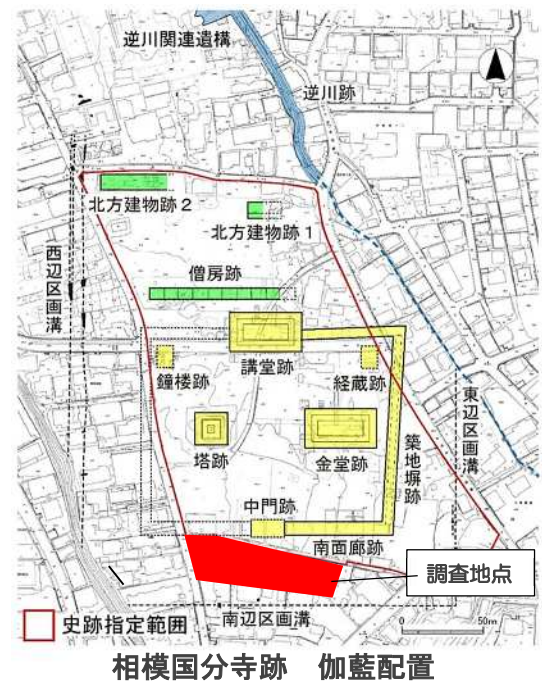
◇第 28 次調査の概要

A 区では、第 0－1 次調査（マンション建設に伴い昭和 61 年に実施された発掘調査）で確認され、現地保存された瓦溜りが検出されました。その瓦溜りの下には中世の所産と思われる溝状遺構が確認されました。溝状遺構は造成計画で影響のある範囲のみ調査し、未調査部分は埋戻しを行いました。

B 区では、奈良・平安時代の所産と思われる溝状遺構が検出されました。さらにその溝状遺構の下から弥生時代～古墳時代の所産と思われる溝状遺構が検出されています。

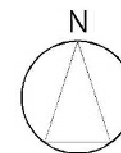
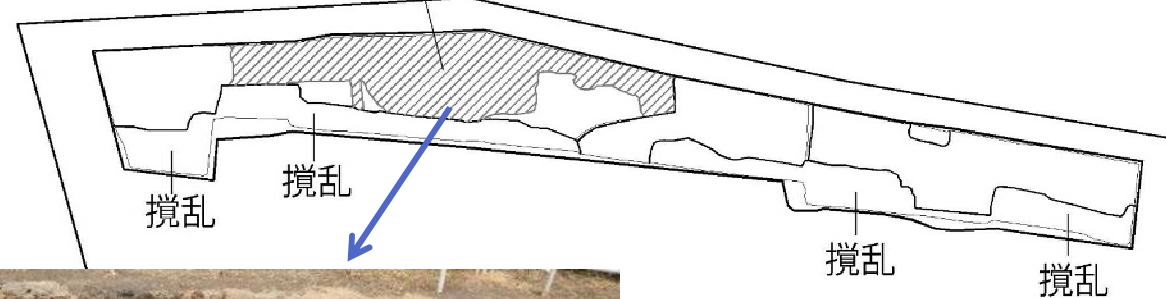
溝状遺構は史跡地内金堂付近で確認されている溝状遺構と同一のものであると推定されます。

また、奈良・平安時代の瓦溜りの下には、7 世紀末～8 世紀初めの所産と思われる竪穴建物跡が確認されました。



奈良・平安時代面 確認遺構

瓦溜まり A区



①A区 瓦溜まり

②B区 瓦溜り

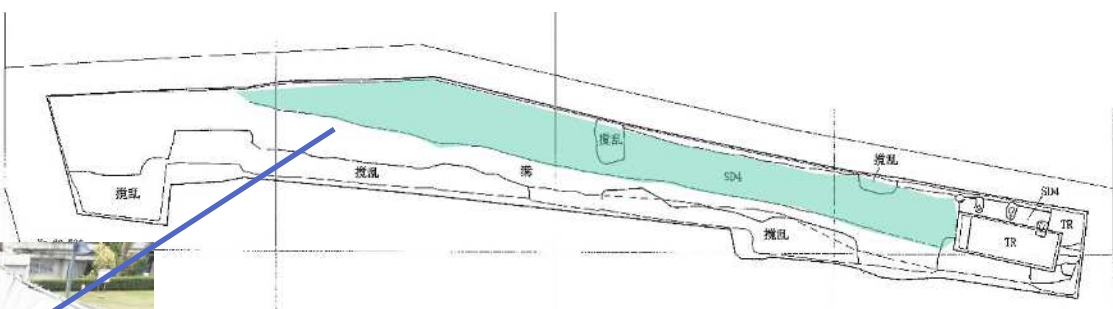
B区



③B区 竪穴建物跡

調査終了時 確認遺構

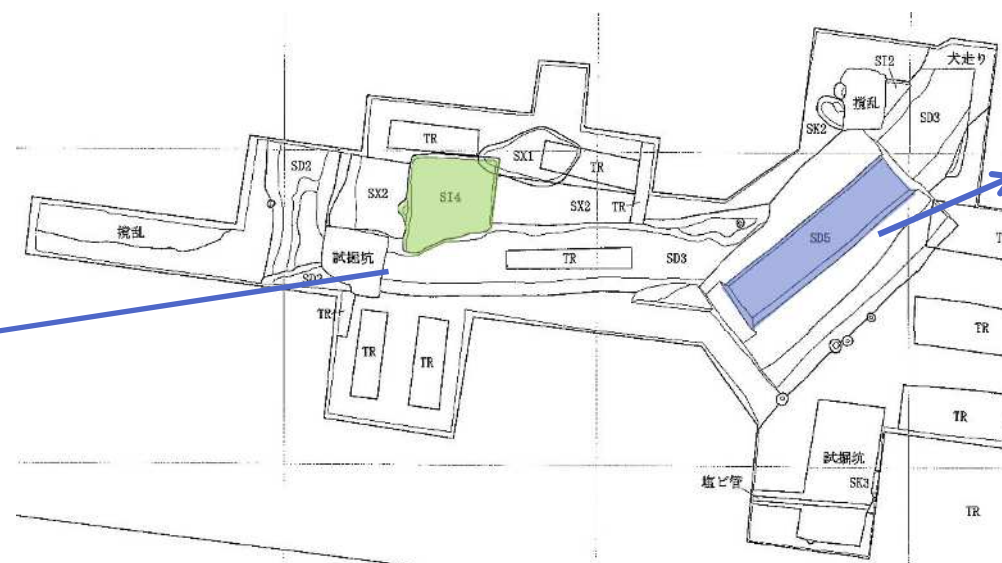
A区



④A区 溝状遺構



⑤B区 竪穴建物跡



⑥B区 溝状遺構 (環濠)